

## 事業継続力強化支援事業の目標

## I 現状

## (1) 地域の災害リスク

## 1) 地形・地質等

霧島市は、南九州そして鹿児島県本土のほぼ中央部に位置し、北は湧水町、宮崎県と、東は曾於市と、西はさつま町、姶良市とそれぞれ接し、南は錦江湾に面している。東西約31km、南北約37kmの広がりを持ち、総面積603.18km<sup>2</sup>で鹿児島県の総面積の6.6%を占め、県内第2位となっている。

地形の特徴としては、錦江湾岸の海拔0mから県境の韓国岳まで1,700mの標高差があり、北部の霧島山には活火山である新燃岳、御鉢、硫黄山を有し、その南には、大規模な火碎流が元の地形を埋め立ててできた火碎流台地（シラス台地）が広がっている。

また、県内有数の河川である全長39.2kmの天降川の流域のほとんどは霧島市となっており、天降川やその支川には滝や浸食作用による渓谷が数多く見られ、錦江湾に注いでいる。

## 2) 気象概況

気候は、温暖多雨で年平均降水量は約2,929mm程度であり、そのほとんどは梅雨期（6月～7月）から台風期（9月）に集中している。年平均気温は約16.3℃であり、日最高気温は8月の36.2℃、日最低気温は1月の-3.4℃である。

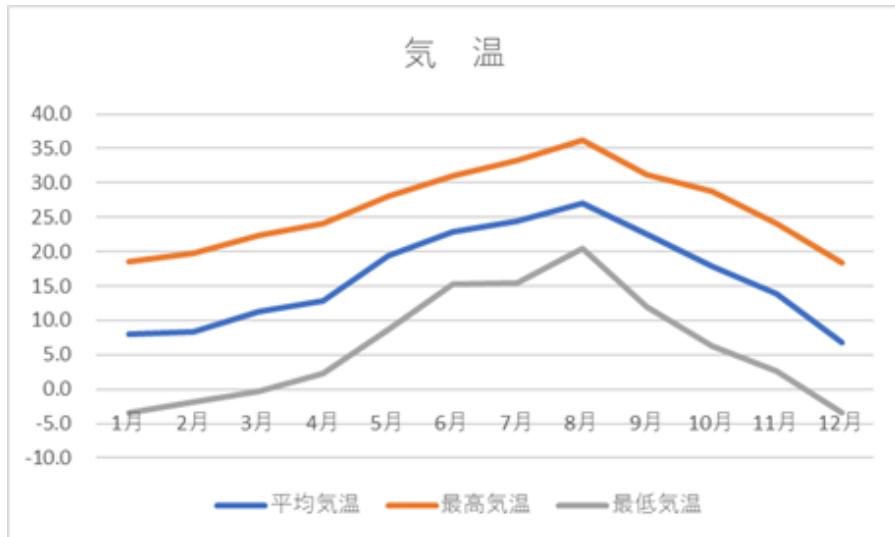
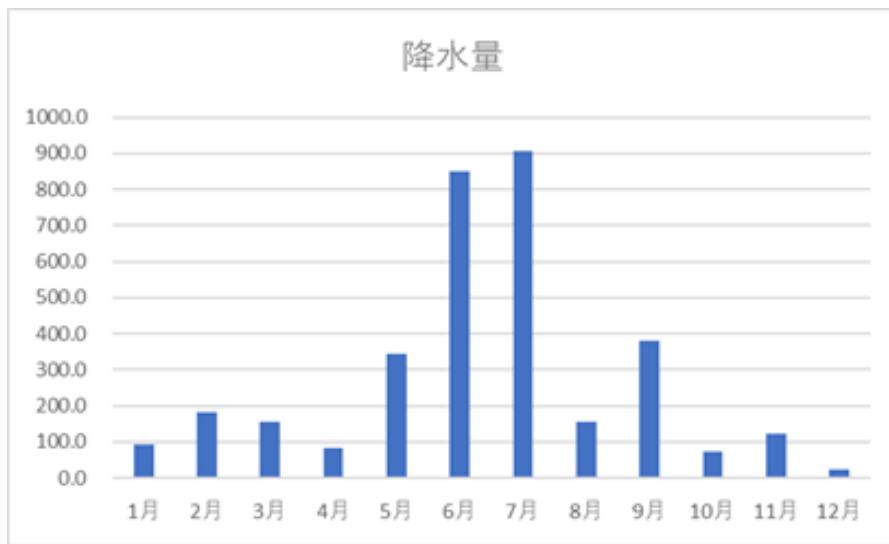


図 気象概況（令和2年度霧島市統計書より抜粋）

### 3) 大雨・台風・土砂崩れ

霧島市における風水害は、6月から7月にかけての梅雨期と台風による大雨が大きな被害をもたらしている。特に天降川の水源となる霧島山系は雨雲が停滞しやすく、屋久島とともに本県でも雨の多いところである。また海岸部においては、台風時の高潮にも十分注意する必要があり、特に台風が薩摩半島や西方海上を北上している場合は、東方海上を通過する場合に比べて風雨が強い傾向があるので、十分警戒しなくてはならない。

また霧島市の広域にわたって広がるシラス地帯においては、地質が極めてもろく、豪雨による土砂崩れ等を起こしやすい状況にあるため、山間部を含め、急傾斜地等での被害に注意する必要がある。

霧島市においては、令和元年6月末からの大雨により、降り始めから7月4日18時00分までの連続雨量が市内各地で600mmを超え、高千穂河原では1000mmに達した。この大雨による人的被害はなかったものの、隼人町姫城地区や日当山地区を中心に、床上・床下浸水が生じた。

また平成5年7月31日から8月2日にかけての大雪（平成5年8月豪雨）は市内全域において多くの被害が生じている。

表 令和元年6月末からの大雨と平成5年8月豪雨の概要

災害名		令和元年6月末からの大雨	平成5年8月豪雨
気象概況（溝辺）		・日降水量 275mm ・日最大1時間降水量 53mm	・日降水量 450mm ・日最大1時間降水量 77mm
人 的 被 害	死者数	0人	17人
	行方不明	0人	-
	重 傷	0人	3人
	中等傷・軽傷	0人	45人
建 物 被 害	全 壊	3棟	56棟
	半 壊	1棟	42棟
	一部損壊	0棟	40棟
	床上浸水	38棟	800棟
	床下浸水	107棟	2,402棟

### 4) 地震・津波

霧島市は、比較的有感地震の発生の少ない地域ではあるが、平成9年3月は、紫尾山付近を震源とするM6.5の地震が発生し、横川地区では震度5弱を記録した。この後、4月ごろまでM5.5～M4.9クラスの余震が頻発し、これら一連の地震は、鹿児島県北西部地震と呼ばれている。また同年5月、前回よりやや南を震源とするM6.3の地震が発生し、第二鹿児島県北西部地震と呼ばれている。この地震によって、横川地区を中心に多大な被害を受けており、平常時から災害に備える体制を整えておくことが必要である。

また鹿児島県地震等災害被害予測調査（平成26年2月）によれば、南海トラフを震源とするマグニチュード（Mw）9.1の地震が発生した場合、霧島市においては最大震度6弱の揺れが発生するとの結果が出ている。また津波についても、津波の高さが地震発生から145分で1mに達し、最大津波は152分後に到達する予測となっている。揺れによる建物被害のほか、液状化や斜面崩壊、津波被害により全壊が1,420棟、半壊が6,400棟となる（最大被災のケース：冬の18時（最大風速時））。

一方、過去の桜島安永噴火時には、海底噴火により津波が発生したとの記録もある。鹿児島県地震等災害被害予測調査（平成26年2月）によれば、夏の12時（最大風速時）に湾奥部において、桜島の火山活動により海底の頂部が海面下30m以浅まで隆起した場合、霧島市の沿岸地域に津波が襲い、沿岸部周辺が浸水して建物全半壊が生じる。また、津波到達時間は最速で3分、最大の津波高は高いところで9.0mに達し、第一波が最大波高となる推計結果となっている。特に、沖積低地が広がる霧島市においては、他市町と比べて広い範囲で浸水域が発生し、船舶などの流出が想定されている。

表 被害シナリオ（鹿児島県地震等災害被害予測調査（平成 26 年 2 月）から抜粋）

		被害シナリオ No. 1 鹿児島県全体：⑦南海トラフ	被害シナリオ No. 18 鹿児島湾沿岸地域：⑫桜島海底噴火	
想定シーン		夏の 12 時	夏の 12 時	
震源・発生源		南海トラフ	錦江湾奥部（桜島東方沖）	
最大震度		6 弱	×	
津波到達時間	場所【地区】	霧島市	霧島市【神造島】	霧島市【福山】
	津波の高さ +1m (分)	145	3	5
	最大津波 (分)	152	3	5
最大津波高 (T. P. +m)		2.46	8.7	9.0
推計物被害の推計	事象	液状化、揺れ、斜面崩壊、津波	津波	
	全壊 (棟)	1,300	80	
	半壊 (棟)	5,700	170	
人的被害の推計	事象	建物倒壊・津波	津波	
	死者数 (人)	-	560	
	負傷者数 (人)	30	170	
	重傷者数 (人)	20	60	

注 1) - : わずか、× : 記載無し

### 5) 火山噴火（霧島山）

有史以降の活動は、主に御鉢と新燃岳で噴火を繰り返してきた。霧島山では、742（天平 14）年以來 60 回を超える噴火の記録があり、寺社や人家の焼失や田畠の埋没、泥流による被害等が記載されている。

#### i ) 御鉢の噴火

御鉢には多くの噴火記録がある。788（延暦 7）年には歴史時代で最大の噴火が発生し火碎流や溶岩を噴出した。また、高千穂河原にあった霧島神宮は 1235（文暦元）年の噴火により焼失した。

また 1880（明治 13）年から 1923（大正 12）年にかけての約 43 年間に噴火を繰り返し、火口から数 km の範囲に噴出岩塊を放出した。この時に放出された噴出岩塊は、現在も火口周辺で見ることができ、直径が 2 m を超す岩塊が登山道沿いに分布している。なお、1923（大正 12）年以降現在までは噴火の記録はない。

#### ii ) 新燃岳の噴火

新燃岳は 1637（寛永 14）年以降噴火が記録されている。1716（享保元）年～1717（享保 2）年にかけては周辺道路に達するような火碎流を流出し、東側に多量の火山灰を降下させた。

また、噴火後の降雨によって土石流が発生している。近年では、1959（昭和 34）年の噴火で、周辺の農作物に大きな被害を出した。2011（平成 23）年 1 月には約 300 年ぶりといわれる中規模のマグマ噴火があり、その後 2017（平成 29）年 10 月 11 日に小規模な噴火が、2018（平成 30）年 3 月 6 日から 3 月 15 日にかけて、爆発的な噴火の断続的発生に加え、火口内に溶岩が蓄積するとともに、一部は火口北西部へ流下した。

(表) 霧島山で大きな被害の記録が残っている噴火

発生年	発生場所	火山活動の状況	災害状況
788（延暦7）年	御鉢	溶岩流、火碎流、降下火碎物	霧島神宮焼失
1235（文暦元）年	御鉢	噴火	寺社什宝等焼失
1566（文禄9）年	御鉢	噴火	死者多数
1637-1638 (寛永14~15)年	新燃岳	噴火	寺院焼失
1706（宝永2）年	御鉢	噴火	神社等焼失
1716-1717 (享保元~2)年	新燃岳	火碎流・泥流、降下火碎物	死者60名以上、寺社、家屋焼失、農作物に被害
1771-1772 (明和8~9)年	新燃岳	噴石、降灰、火碎流、泥流	田畠を埋没
1771-1772 (明和8~9)年	御鉢	噴石、降灰、火碎流、泥流	田畠を埋没
1895（明治28）年	御鉢	噴石、降下火碎物	噴石による死者4名 災害発生
1896（明治29）年	御鉢	噴火	登山者1名死亡
1900（明治33）年	御鉢	噴火	死者2名
1923（大正12）年	御鉢	噴火	死者1名
1959（昭和34）年	新燃岳	水蒸気爆発（降下火碎物）	森林、農作物等に被害
2011（平成23）年	新燃岳	噴石、降灰、空振	農作物等に被害
2017・2018 (平成29・30)年	新燃岳	噴石、降灰、溶岩ドーム	農作物等に被害

### iii) 予想される災害のシナリオ

#### ・御鉢の場合

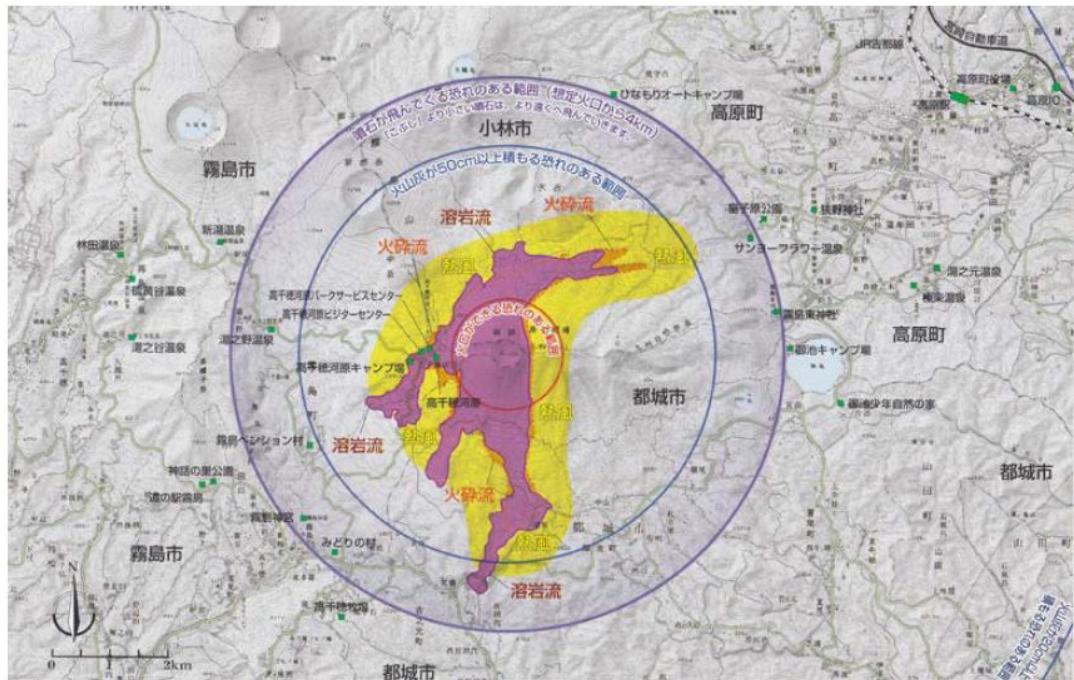


図 ハザードマップ（御鉢が火口となった場合）

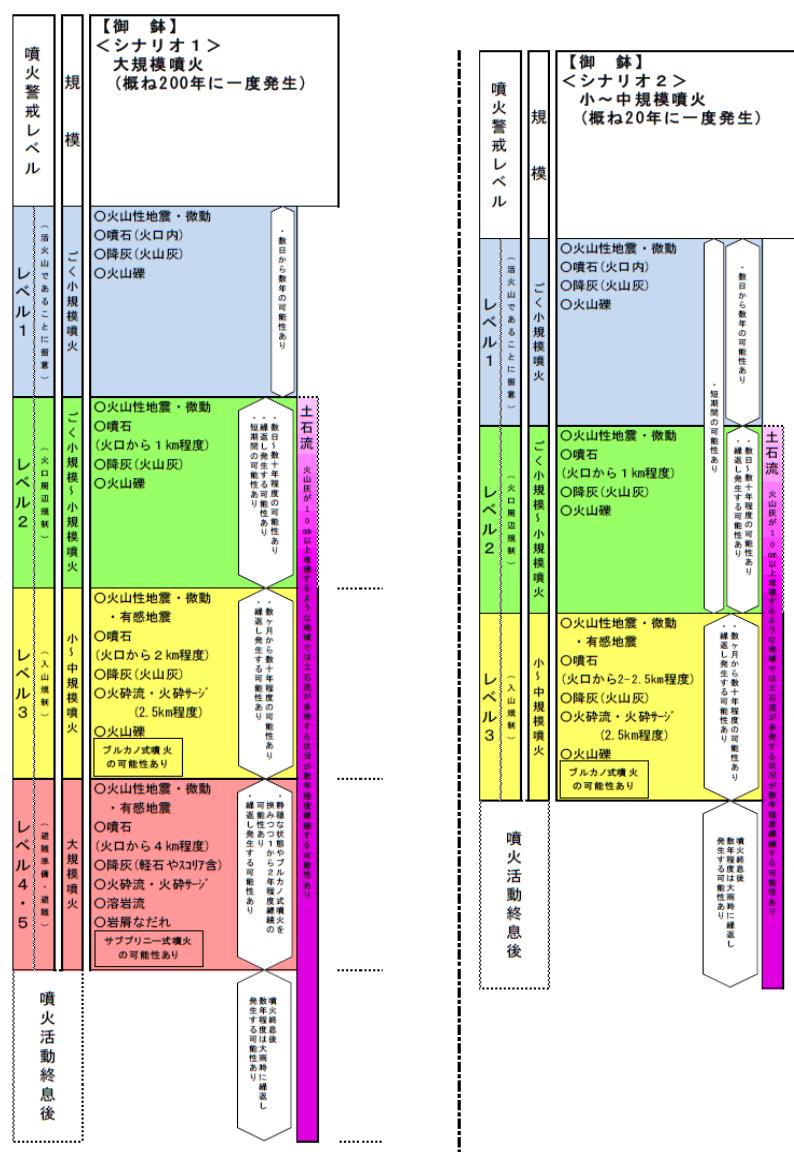


図 御鉢の噴火シナリオ

・新燃岳の場合

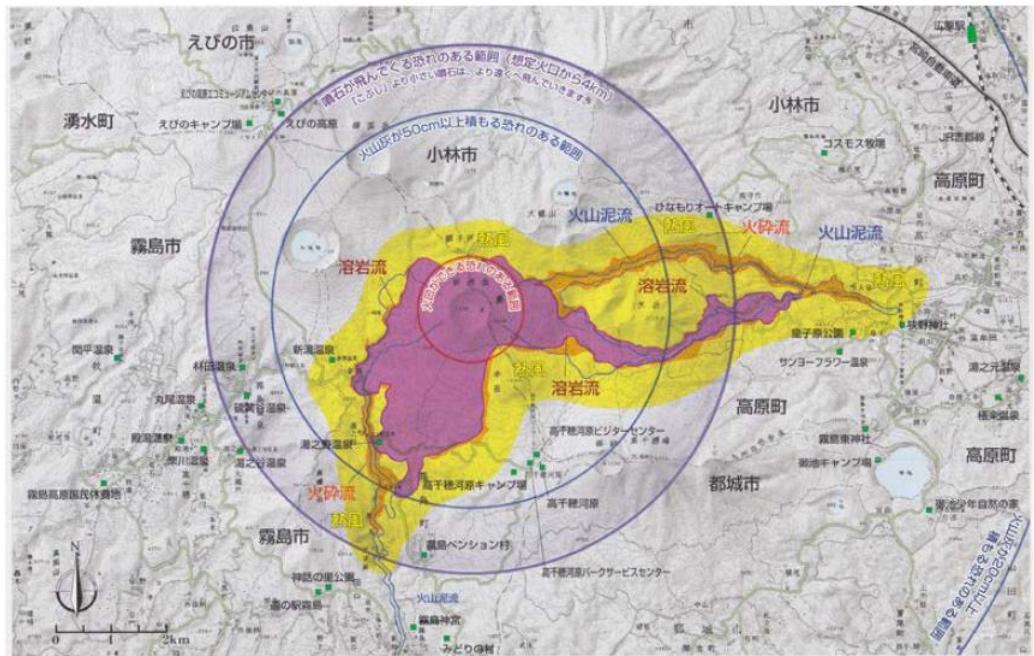


図 ハザードマップ（新燃岳が火口となった場合）

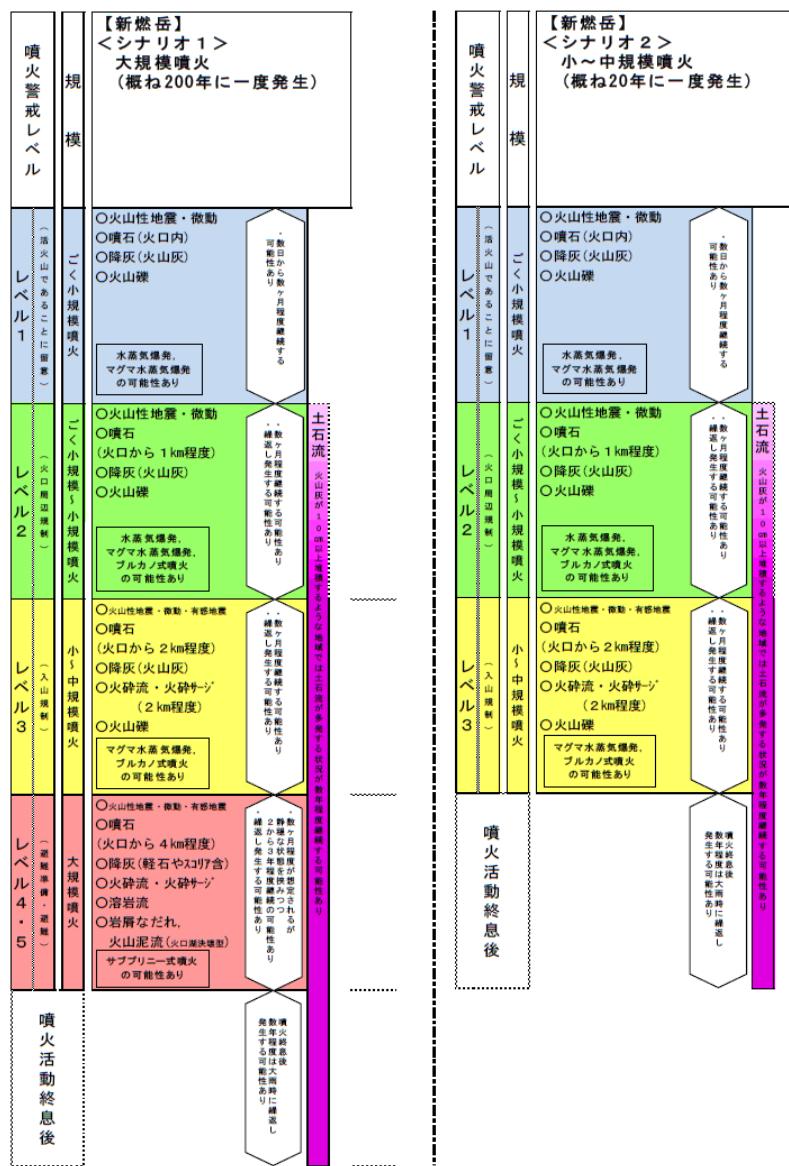


図 新燃岳の噴火シナリオ

※平成23年1月の噴火で火口湖は消失しているので、現在は火山泥流の可能性は無い。

## 6) 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

<鹿児島県内の新型コロナウイルス感染者発生状況（年代別）※令和4年6月7日現在>



<新型コロナウイルス感染症による都道府県別破たん状況 ※令和4年6月22日現在>



(2) 商工業者の状況

1) 霧島商工会議所管内

・商工業者等数 1,915 事業所（令和3年12月現在）

・小規模事業者数 1,413 事業所（令和3年12月現在）

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	農業、林業	17	16
	漁業	0	0
	鉱業、採石業、砂利採取業	1	1
	建設業	193	178
	製造業	85	58
	電気・ガス・熱供給・水道業	4	1
	情報通信業	13	8
	運輸業、郵便業	25	18
	卸売業、小売業	570	349
	金融業、保険業	39	33
	不動産業、物品賃貸業	85	81
	学術研究、専門・技術サービス業	61	47
	宿泊業、飲食サービス業	369	246
	生活関連サービス業、娯楽業	260	230
	教育・学習支援業	58	51
	医療、福祉	36	32
	複合サービス事業	17	13
	サービス業	82	51
	分類不能の産業	0	0
合計		1,915	1,413

2) 霧島市商工会管内

・商工業者等数 2,457 事業所（令和3年12月現在）

・小規模事業者数 2,097 事業所（令和3年12月現在）

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	農業、林業	29	28
	漁業	0	0
	鉱業、採石業、砂利採取業	2	2
	建設業	391	380
	製造業	241	193
	電気・ガス・熱供給・水道業	4	2
	情報通信業	13	10
	運輸業、郵便業	70	35
	卸売業、小売業	601	470
	金融業、保険業	19	12
	不動産業、物品賃貸業	99	79
	学術研究、専門・技術サービス業	118	109
	宿泊業、飲食サービス業	333	287
	生活関連サービス業、娯楽業	287	266
	教育・学習支援業	39	34
	医療、福祉	66	61
	複合サービス事業	11	10
	サービス業	134	119
	分類不能の産業	0	0
合計		2,457	2,097

以下、霧島商工会議所及び霧島市商工会を当会等と言い換える。

### (3) これまでの取組

- 1) 霧島市の取組
  - ・防災計画の策定、防災訓練の実施
  - ・防災備品の備蓄、防災マップの作成及び配布
  - ・霧島市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

### 2) 当会等の取組

- ・事業者B C Pに関する国の施策の周知
- ・事業者B C P策定セミナーの開催
- ・各損保会社・共済組合等と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・霧島市が実施する霧島市総合防災訓練への参加及び協力

## II 課題

霧島市は、北部に霧島山、南部に桜島があるなど火山噴火の影響を受けやすい地域である。

また、国分中央地区や隼人町日当山地区等は、豪雨によりたびたび浸水被害が発生し、山間部を含め、急傾斜地等においては、豪雨による土砂崩れ等が発生している。

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済等に対する助言を行える当会等の経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会等と霧島市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時（「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

そのた

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- 当会等と霧島市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### <1. 事前の対策>

##### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、風水害・地震及び津波等災害・火災災害補償等の損害保険・共済加入・行政の支援策の活用等）について説明する。
- 会報や霧島市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等の指導及び助言を行う。
- 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。
- 新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- 新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 災害リスクの周知に関する目標

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
事業者BCP策定件数	4件	4件	4件	4件	4件
専門家派遣件数	4件	4件	4件	4件	4件
セミナー開催回数	2回	2回	2回	2回	2回

#### 2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- 霧島市商工会は、平成29年に事業継続計画（霧島市商工会危機管理対応方針）を作成。

- 霧島商工会議所は、令和元年事業継続計画を作成。

- 霧島市地域防災計画等に整合するように地域防災計画等の改定に合わせて計画及び指針の見直しを行う。

#### 3) 関係団体等との連携

- 連携協定を結ぶ各損保会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険・共済の紹介等を実施する。
- 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

#### 4) フォローアップ及び事業の評価

- ・小規模事業者の事業者B C P等取組状況の確認

- ・毎年度、(仮称) 霧島市事業継続力強化支援会議(構成員:当会等(法定経営指導員の参画含む)、霧島市)を年1回(7月)に開催し、状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。また、協議会の評価結果は、役員会へフィードバックした上で、事業実施方法等に反映させるとともに、HPや会報(年1回)へ掲載することで、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
事業者B C P策定後の フォローアップの目標件数	4件	4件	4件	4件	4件

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(震度5弱の地震)が発生したと仮定し、霧島市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

### <2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。  
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と霧島市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、霧島市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

#### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会等と霧島市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する、等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(例:被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会等と霧島市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	3日に1回共有する

- ・霧島市で取りまとめた「霧島市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### ＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会等と霧島市は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会等は被害状況を県が指定する様式①に記載し、当会等より（霧島市商工会の場合は県商工会連合会を通じて）県の商政策課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や鹿児島県等からの情報や方針に基づき、当会等（商工会の場合は県商工会連合会を通じて）と霧島市が共有した情報を県が指定する方法にて当会等（商工会の場合は県商工会連合会を通じて）又は霧島市より県へ報告する。

様式①

鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 団体係 宛て（メールアドレス：dantai@pref.kagoshima.lg.jp）

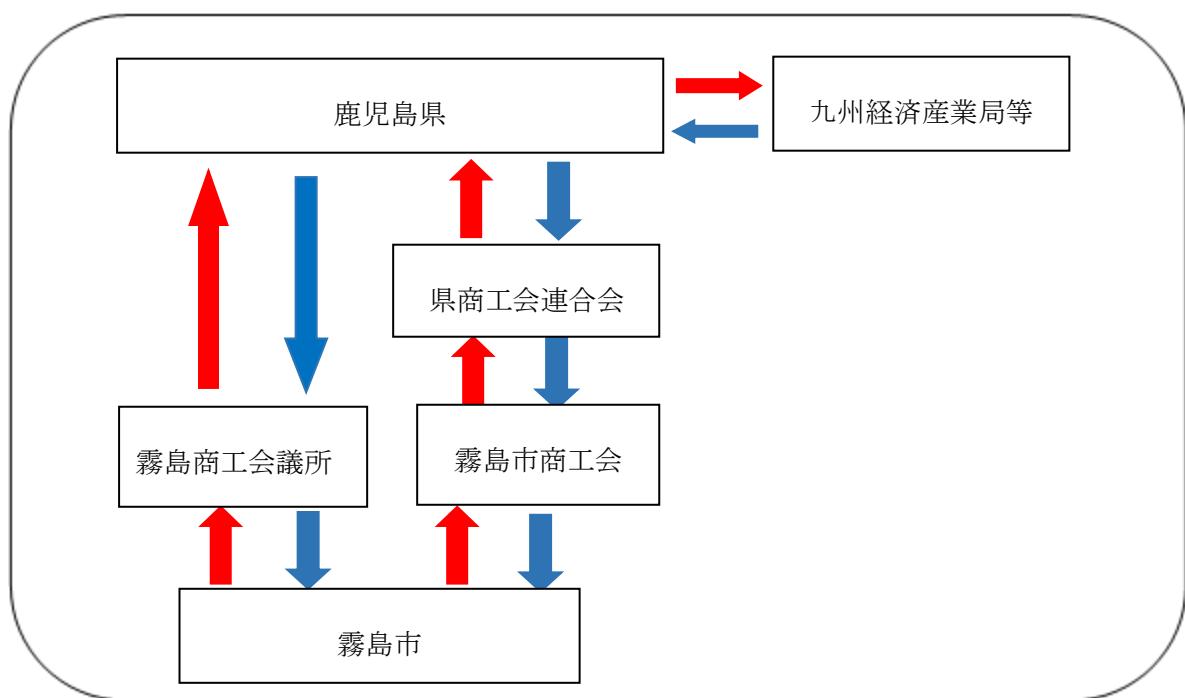
#### 令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票

策定者：  
電話番号：

メールアドレス：

被害合計金額		(被害額内訳) 単位：千円							0 被害状況 ※任意 ※被災状況がつかめる内容があれば。
事業所名	住所	業種 ※任意	従業員数 ※任意	被害額 ※事業の再建に 必要な額、 おおよそで可	土地 (堆積土砂排除 費・整地費) (事業用資産に限 る)	建物 (事業用資産に限 る)	機械設備	商品、原材料、 仕掛品等	
1				0					
2				0					
3				0					
4				0					
5				0					
6				0					
7				0					
8				0					
9				0					
10				0					

- ・当会等（商工会の場合は県商工会連合会を通じて）と霧島市が共有した情報を、県が指定する方法（下図）にて当会等（商工会の場合は県商工会連合会を通じて）より県へ報告する。



#### <4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、霧島市と相談する（当会等は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### <5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・鹿児島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を鹿児島県等に相談する。

その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表2)

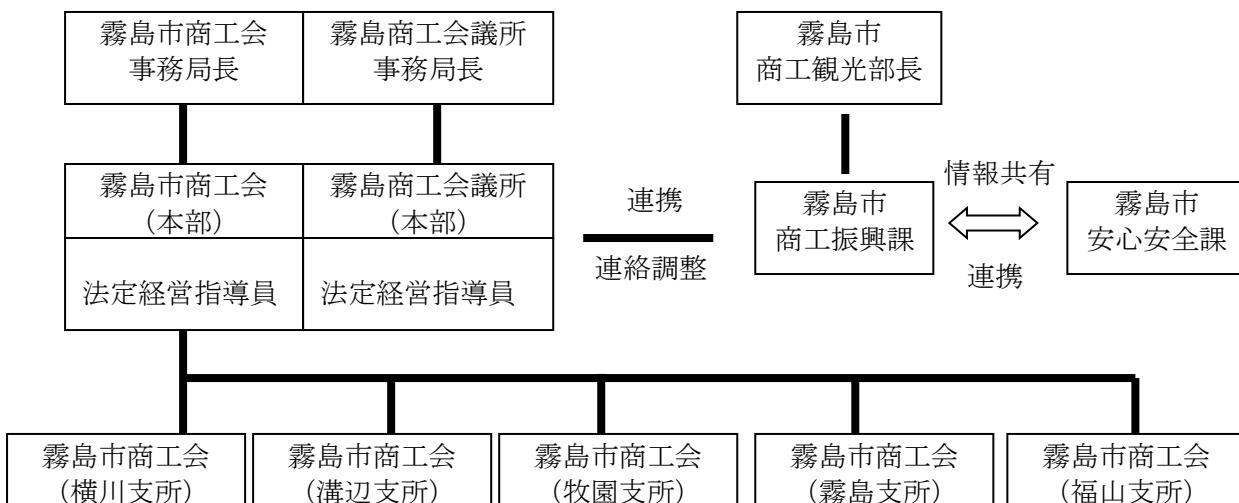
## 事業継続力強化支援事業の実施体制

## 事業継続力強化支援事業の実施体制

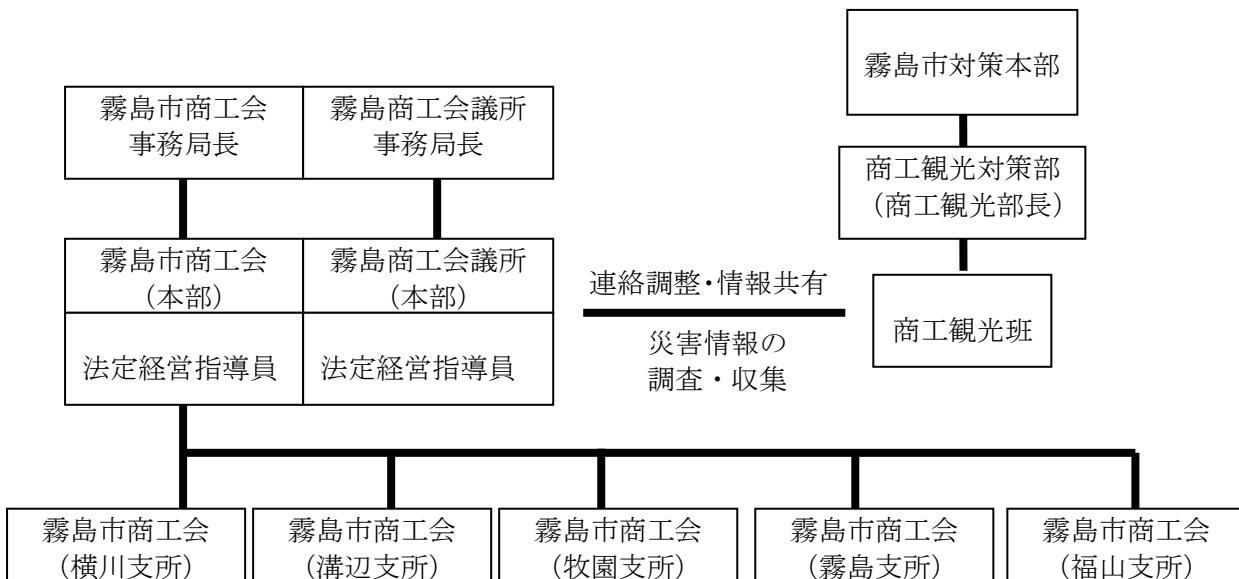
(令和4年6月現在)

## (1) 実施体制

&lt;平常時&gt;



&lt;発災時又は発災のおそれがある時&gt;



## (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員（以下「法定経営指導員」という。）による情報の提供及び助言に係る実施体制

## ①当該経営指導員の氏名

霧島市商工会	法定経営指導員	今村 浩
霧島商工会議所	法定経営指導員	前田 義朗

## ②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

霧島市商工会

〒899-5106 鹿児島県霧島市隼人町内山田一丁目14番10号

TEL : 0995-42-2128 / FAX : 0995-42-2129 E-mail : [kirishima-s@kashoren.or.jp](mailto:kirishima-s@kashoren.or.jp)

霧島商工会議所 中小企業相談所

〒899-4332 鹿児島県霧島市国分中央三丁目44番36号

TEL : 0995-45-2552 / FAX : 0995-45-5669 E-mail : [dai@kirishima-cci.or.jp](mailto:dai@kirishima-cci.or.jp)

②関係市町村

霧島市役所 商工観光部 商工振興課

〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号

TEL : 0995-64-0912 / FAX : 0995-64-0958 E-mail : [shou-seisaku@city-kirishima.jp](mailto:shou-seisaku@city-kirishima.jp)

その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表3)

## 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	385	385	385	385	385
・専門家派遣費	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ作製費	75	75	75	75	75
・会報作成費・発送費等	160	160	160	160	160

※セミナー等の開催は、当会等合同で行う。

調達方法
会費収入、霧島市補助金、鹿児島県補助金、事業収入 等